

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証 に関する論点整理

令和5年5月30日

事務局

固定通信分野のスタックテストについて本研究会第72回会合において事業者ヒアリング等を実施したところ、次のような意見等があった。

論点

加入電話・ISDNの利用者は現在も減少が続き、また、令和5年度にはメタルIP電話への切り替えも予定されている中で、改めてスタックテストにおける加入電話・ISDNの取扱いについて改めて検討すべきではないか。

- （1）NTT東西の加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向はどうか。
- （2）モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービスと加入電話の（一般の利用者から見た）代替性についてどう考えるか。
- （3）モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービスの利用者料金が、NTT東西の加入電話の利用者料金やドライカップパ接続料を下回る水準であることについてどう考えるか。
- （4）加入電話・ISDNに係るスタックテストは「基本料」と「通話料」において行われているところ、それぞれの取扱いについてどう考えるか。

関係事業者意見

（○：NTT東日本・西日本、●：競争事業者）

（加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向）

- 固定電話市場は、既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行している。音声通信の中心は、固定電話から携帯電話や通話アプリ等にシフトしており、加入電話・直収電話の契約数等は継続的に減少。（第72回会合・NTT東日本・西日本）
 - 現在の音声通信市場は、メタル回線を用いる固定電話から、光IP電話、CATV電話、モバイルOABJ-IP電話のほか、携帯電話や通話アプリ等への移行が進んでおり、ユーザは多様な通信手段から音声通話サービスを選択している。メタル回線を用いる固定電話の間ではユーザの獲得競争は限定的。加入電話は実質インバウンド受付（ユーザから申込みがあった場合に受付を行う）のみであり、積極的に顧客獲得をしている現状にはない。（第72回会合・NTT東日本・西日本）
 - 加入電話・直収電話の契約数については、ともに直近5年間の需要の下降傾向に大きな変化はない。（第72回会合・KDDI）
 - 当社直収電話の新規顧客獲得は継続しており、加入電話・ISDNと直収電話は変わらず競争状況にある。（第72回会合・ソフトバンク）
- （→ （加入電話・直収電話の）シェアの数字の裏には、両社ともぐっと件数が下がってきているという事情がある。音声通信市場はもっと大きいのではないかとっており、固定電話・直収電話のみのシェアにどれだけ意味があるのか。（第72回会合・NTT東日本・西日本））

（モバイル網を用いたOABJ-IP電話（以下「モバイルOABJ-IP電話」という。）と加入電話の代替性）

- 当社の実施した利用者アンケートによるとモバイルOABJ-IP電話利用者の約8割が固定電話からの乗り換えであり、同サービスへの満足度は極めて高い。モバイルOABJ-IP電話は、利用者の満足度から見ても加入電話との代替性を十分有している。（第72回会合・NTT東日本・西日本）
- 他社HPの記載を見ても、モバイルOABJ-IP電話を固定電話の代替としてアピールしていることは明らか。（第72回会合・NTT東日本・西日本）

関係事業者意見（続き）

（○：NTT東日本・西日本、●：競争事業者、■：構成員質問）

（モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話と加入電話の代替性（続き））

- 当社のモバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話は当初、当社の直収電話の提供終了に伴い移行先サービスの１つとして提供を開始したところ、移行案内時に当該サービスを選択しなかった利用者の大半は、その理由として加入電話と同等の利便性が確保されていない点等を挙げていた。モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話は、サービスの特性・提供条件・スペックなどの観点から一定程度は加入電話の代替性を有するものの、加入電話を完全に代替するものではない。（第72回会合・ＫＤＤＩ）
 - ポイントになるのは直収電話の（対象とする）市場。当社直収電話のターゲットは法人利用者であり、当社は直収電話提供開始当初から法人に対してのみ獲得活動をしている。一方、当社のモバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話はコンシューマーに特化したサービス。モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話は加入電話や直収電話と提供形態・機能（ニーズ）が大きく異なっており、代替サービスとはなり得ない。（第72回会合・ソフトバンク）
 - （ソフトバンク社モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話が直収電話の持つ機能を提供していないという説明について）機能として持っていないという意味なのか、あるいは機能は持ち合わせているが現状は提供していないということか。（第72回会合・西村（暢）構成員）
- （→ 現状、当社のモバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話はこの機能を持っていないのが実態であるということ。（第72回会合・ソフトバンク））

（モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話と加入電話の代替性－法人向け需要）

- 法人ではかなり複雑な電話の使い方をしており、代表組や番号追加等、当社モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話が有しない機能を必要としている。当社モバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話は（法人需要の）巻き取り先としては全く機能していない。地理的制約のない提供や局給電も（直収電話の）メリット。（第72回会合・ソフトバンク）
 - （当社直収電話の）法人利用者は、電話そのものを機能を含めて求めている。大量の着信を捌かないといけない等のニーズがあり、代表組、複数番号契約等を非常に求めているほか、品質を気にしており、例えばモバイル０ＡＢＪ－ＩＰ電話等で音声が途切れるといったケースがあると嫌がられる傾向。良品質での提供も非常に重要なポイント。（第72回会合・ソフトバンク）
 - NTT東日本・西日本が、通話アプリ等の利用がメインになっている等と説明する点は、基本的にコンシューマーの使い方であり、当社直収電話がターゲットとしている法人の使い方は全く反映されていない。（第72回会合・ソフトバンク）
 - 直収電話の代替手段として光回線を利用したクラウド電話等が選択可能か。（第72回会合・関口構成員）
- （→ 当社では特に法人ユーザ向けには非常に販売が好調。代表的なサービスでは転送機能等もソフトウェアで提供できており、ほぼ法人ユーザのニーズには応えられている。（第72回会合・NTT東日本・西日本））
- （→ 当社では、法人利用者の事業規模に応じて状況が異なる。事業規模の大きい利用者であれば、料金メリットが当社直収電話よりも出てくるので、当然何社か移行する者がいるが、事業規模の小さい利用者にとっては、まだ料金が高過ぎてなかなか移行できない状況。（第72回会合・ソフトバンク））

関係事業者意見（続き）

（○：NTT東日本・西日本、●：競争事業者）

（モバイルOABJ－IP電話の利用者料金と加入電話の利用者料金・ドライカップ接続料の水準）

- 直収電話提供事業者が自社設備で提供するモバイルOABJ－IP電話の料金水準は、加入電話の利用者料金・ドライカップ接続料を下回っている。当該事業者はドライカップを用いるのではなく、モバイルOABJ－IP電話を提供することが経済合理的。（第72回会合・NTT東日本・西日本）

（スタックテストからの除外について、基本料と通話料それぞれの扱い）

- ドライカップ接続料と加入電話の利用者料金との関係が不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は相当低くなっていることから、必要となる規制コストも踏まえれば「基本料」「通話料」によらず検証の対象から除外することが適当。（第72回会合・NTT東日本・西日本）
- スタックテストのそもそもの目的は、一種指定設備設置事業者と接続事業者との間で不当な競争を引き起こされていないかの検証であり、今回の論点においては、検証対象となるサービスで競争が生じているか否かの判断が必要。その判断基準は次の2点。
 - ・ 接続事業者が提供しているサービスの新規獲得が継続していること。
 - ・ 代替サービスが存在せず、同一サービス市場内での競争が継続していること。（第72回会合・ソフトバンク）
- 基本料と通話料に関してはそれぞれ別の市場であり、引き続き異なるサービスブランドとして検証する必要。（第72回会合・ソフトバンク）
- 本検証は、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認するために検証を行うものであり、ボトルネック性を有する一種指定設備における競争優位性・市場支配力の観点及び旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点等を勘案し、提供終了が決定したサービスを除き、一種指定設備を利用する接続事業者が存在するサービスを検証の対象とすべき。（第72回会合・KDDI）
- 本検証は一種指定設備接続料の認可要件であることを踏まえると、基本料と通話料は一種指定設備の異なる接続機能を用いたサービスであり、現時点においては各々で接続事業者が存在していることから、現行の検証方法のとおりに分けて検証を実施することが適当。（第72回会合・KDDI）

構成員意見

- ソフトバンクの主張する小規模法人向け直収電話のニーズが未だ一定程度存在し、価格面からクラウド化には制約があるという点については理解できたものの、このユーザをNTT東日本・西日本と奪い合うような関係には既にないと認識。（第72回会合の議題に関する追加意見・関口構成員）
- 加入電話・ISDNをスタックテストの対象から除外することに賛成。
- 加入電話・直収電話に関する消費者トラブルはあまり耳にしない。小規模法人にとって直収電話のニーズがあることは理解したが、固定電話網のIP網移行に伴いマイラインも近日中に終了することから考えると、激しい競争が繰り広げられている分野とは言いがたいのではないかと。固定電話網のIP網移行は大きな転換点であり、これを好機と捉えて見直しをすべきところは見直しをすべき。（以上2件、第72回会合の議題に関する追加意見・西村（真）構成員）
- 検証対象となっているサービス等において価格圧搾による不当な競争が生じないようにするという本検証の趣旨を考えると、検討対象であるサービス等と代替性があるサービスが存在・確認される（需要者の乗換が価格や機能等の観点から一定程度認められる等の）場合は、そのことが、接続事業者との間での価格圧搾による不当な競争を引き起こすかどうかという評価自体の必要性を低くする可能性はある。
- 一般的な競争法の文脈では、需要者の範囲を法人・コンシューマー等に分けることも考えられるが、本検証においてはサービス・サービスメニューの単位で検証対象を選定しており、また、今回のヒアリング等を踏まえると特定のユーザーにのみ着目した競争も十分に確認されないことから、各サービス等の需要者の範囲全体で判断していくという運用が、これまでの考え方とも連続性を持っている。
- 以上を踏まえ、関係事業者の意見等から検討すれば、加入電話を現時点において検証の対象から除外する整理も可能。（以上3件、第72回会合の議題に関する追加意見・西村（暢）構成員）

論点整理案

- まず、個人利用者の需要に関しては、利用者アンケートの結果等から、モバイルOABJ-IP電話は（利用者から見た）代替性を有しており、その他の状況変化（音声通信市場の広がり等）も合わせて考えれば、加入電話・直収電話間の競争は限定的と言うことができるのではないかと。
- 次に、法人利用者については、モバイルOABJ-IP電話等が代替しがたい直収電話・加入電話の需要が、小規模な法人利用者において一定程度存在すると考えられるものの、
 - ① スタックテストにおいてはブランド・メニューの単位で検証対象を設定しており、ブランド・メニューの需要の一部（加入電話・ISDNに関しては、小規模の法人利用者）における競争に着目して不当な競争が生じていないかを検証するものではないこと、
 - ② 小規模な法人向けの需要の実態については、加入電話・ISDNに係る競争全体に影響を及ぼすものとは言えないことから、今回の検討においても、需要者全体における競争状況を踏まえて検証の必要性を検討することが適当なのではないかと。
- また、通話料における競争については、PSTNマイグレーションの過程でマイラインが廃止されることを考慮すべきなのではないかと。
- 以上を踏まえて検討すれば、加入電話・ISDNについては、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することが適当ではないかと。

論点

- 本研究会での議論を踏まえ、**近年追加された新しいサービス**のうち、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected W A Nを対象に追加した。
- 直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえ、**検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるか。**

関係事業者意見

- N T T 東日本・西日本が直近で**新たに提供を開始した第一種指定電気通信設備を用いるサービスであって、競争事業者より検証の対象とすべきとの意見があったもの**は、次のとおり。

サービス名 【】内は提案事業者	提供開始 時期	サービス概要	料金	備考
ひかり電話ネクスト 【KDD I、ソフトバンク】	令和 5 年 3 月 31 日	- 加入光ファイバをアクセス回線として、I P 電話を単体で利用できるサービス（インターネット接続サービスは利用できない。）。 - 新規受付を終了したフレッツ光ライ ト・ライトプラス（二段階定額プラン）の移行先サービスの 1 つとして案内（※ 1）。	【基本料（月額）】 基本プラン：2,750円 エース（※ 2）：3,850円 等 【通話料】 8.8円／3分（固定着）等	ソフトバンクより「インターネットの利用を前提とした現状のひかり電話とは提供形態及び市場が異なる」ため、サービスブランドとして検証対象とすべきとの意見があった。
フレッツ光クロス マンションタイプ ※ 3 【ソフトバンク】	令和 4 年 9 月 1 日	最大10Gb/sの符号伝送が可能な集合住宅向け F T T H アクセスサービス - 都市部を中心とした一部地域で提供	【月額利用料】 ＜N T T 東日本＞ 6,050円 ＜N T T 西日本＞ 6,930円	ソフトバンクより（既にサービスメニューごとの検証の対象である）「フレッツ光クロスファミリータイプと並ぶプランである」ため、サービスメニューごとの検証対象とすべきとの意見があった。
フレッツ光クロス オフィスタイプ 【KDD I】	令和 5 年 3 月 13 日	- フレッツ光クロスについて、法人向けに出張修理対応時間を拡大し、専用の故障対応窓口を設置したもの - 保守対応以外の提供条件は、フレッツ光クロス（ファミリータイプ、マンションタイプ）と基本的に同様	【月額利用料】（※ 4） ＜N T T 東日本＞ ライト：8,140円 スタンダード：9,350円 ＜N T T 西日本＞ ライト：9,020円 スタンダード：10,230円	—

※ 1 N T T 東日本・西日本の令和 4 年 11 月 30 日付け報道発表において。

※ 2 「エース」は 528 円分の通話料金（最大 3 時間）及びナンバー・ディスプレイ等 6 つの付加サービスを含むもの。その他、1,408 円（最大 8 時間相当）分の通話料金を含む「安心プラン」（3,740 円）等。

※ 3 N T T 西日本における名称。N T T 東日本においては、令和 4 年 9 月 1 日より、集合住宅向けに「フレッツ光クロス」が提供されている。

※ 4 「ライト」が 7 時から 22 時まで出張修理に対応するもの、「スタンダード」が 24 時間の出張修理に対応するもの

関係事業者意見（続き）

- また、NTT東日本・西日本からは次のような意見があった。
 - ・ フレッツ光ライト・ライトプラスは、令和5年3月末をもって新規申込受付を停止したことから、検証対象から除外いただきたい。
 - ・ 新規申込受付を停止したサービスについては、本研究会等での議論を待たず、自動的に検証対象から除外する仕組みとしていただけないか。
 - ・ 規制コストの最小化の観点から、例えば、現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービス、現時点において実際の接続事業者が存在しないサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討いただけないか。

構成員意見

- フレッツ光ライト・ライトプラスは検証対象から除外してよい（第72回会合の議題に関する追加意見・関口構成員）。
- 新規申込受付を停止したサービスについて、自動的に検証対象から除外する仕組みを構築することに関しては、除外を議論する場合は少なくとも必要で、時期尚早。検証の運用に関する柔軟化・簡素化については、今後検討する余地がある。（第72回会合の議題に関する追加意見・関口構成員）

論点整理案

- 直近で新たに提供されたサービスのうち、ひかり電話ネクストについては、①サービス競争が存在すること（※1）、②ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存のサービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であること、③サービスブランドごとの検証の対象となっていたフレッツ光ライト・ライトプラスの移行先サービスであること等を勘案し、サービスブランドごとの検証の対象に追加することが適当ではないか。
- また、フレッツ光クロスに関連して、検証の対象とすべきとの提案があった、
 - ・ フレッツ光クロス マンションタイプについては、フレッツ光クロス ファミリータイプと同様、将来原価方式に基づき接続料が算定される機能を用いて提供され、競争事業者が存在する（※2）ことから、サービスメニューごとの検証の対象に追加することが適当ではないか。
 - ・ フレッツ光クロス オフィスタイプについては、フレッツ光クロスにおける他のサービスと異なる点が保守の態様のみであり、接続料等総額は全く同様であることも踏まえて検証対象への追加の必要性について検討すべきではないか。
- フレッツ光ライト・ライトプラスについては、既にサービスの終了が決定（※3）しており、スタックテストによる検証の必要性は認められないことから、検証対象から除外するとともに、検証対象の除外に当たっては、今後も個別に議論・判断をすることが適当ではないか。
- NTT東日本・西日本から提案のあった検証の運用の柔軟化・簡素化については、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、必要性が認められる場合には検討することとするべきではないか。

※1 KDDI「auひかり」では、「auひかり マンション」でのみ、電話サービス単体を利用することが可能。（令和5年5月現在、同社ウェブサイトによれば、1540円／月で利用可能）

※2 KDDI（「auひかり マンションギガ（10Gbps）全戸一括加入型」を提供）、ソニーネットワークコミュニケーションズ（「NURO光 for マンション 10ギガプラン」を提供）等が存在。

※3 NTT東日本・西日本の令和4年11月30日付け報道発表においては、フレッツ光ライト・ライトプラスについては、令和7年3月31日（月）にサービス提供を終了することとされている。

(参考1)モバイル網を用いたOAB-J IP電話の提供状況

7

		homeでんわ (NTTドコモ)	ホームプラス電話 (KDDI)	おうちのでんわ (ソフトバンク)	【参考】加入電話 (NTT東西)	【参考】おとくライン (ソフトバンク)
提供開始時期		令和4年3月～	平成26年12月～	平成29年7月～	－	平成16年12月～
月額基本料金		<u>1,078円</u> (homeでんわライト)	<u>1,463円</u> ※4 (端末レンタル料を含む。)	<u>1,078円</u>	<u>1,760円</u> (住宅用1級・2級取扱所、 プッシュ回線)	<u>1,485円</u> (1級・2級取扱所、 プッシュ・ダイヤル回線共通)
(携帯電話等※1との セット割適用料金)		550円 (homeでんわセット割)	1,078円 (ルータ利用割引)	550円 (でんわまとめて割)	－	－
通話料 (／3分)	固定着	<u>8.8円</u> ※3	【市内/県内市外】 <u>8.8円</u> 【県外】 <u>16.5円</u>	【自社固定着】0円 【他社固定着】 <u>8.789円</u>	【市内】9.35円 【県内市外】22～44円 【県外】提供なし※9	【市内】8.69円 【県内市外/県外】16.39円 ※10
	携帯着	<u>52.8円</u> ※3	【自社携帯着】51.15円 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>	【自社携帯着】0円※7 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>	<u>52.8円</u>	【自社携帯着】51.15円 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>
初期費用(※2)		4,400円(2,200円)	2,750円(1,100円)	4,180円(1,980円)	40,480円(－)	7,700円(7,700円) ※11
端末代金		－	月額基本料金にレンタル料含む (専用アダプタ)	17,050円※8 (でんわユニット)		

(各社ウェブサイトより事務局作成(令和5年4月現在)。いずれも税込)

※1 ホームプラス電話については、ホームルータ(auスマートポート、auホームルータ5G等の対象プラン)とのセット割(携帯電話回線等とのセット割はなし)。おうちのでんわについては、携帯電話回線のほか、ホームルータ(Softbank Air)の契約も対象。

※2 かっこ内は番号ポータビリティを行わない場合(新規にOAB-J番号を発番する場合)の初期費用。この他、NTT東西の電話回線を利用中止する場合は、別途2,200円をNTT東日本・西日本に支払う必要。(ソフトバンクおとくラインについては、相当額をソフトバンクが補填。)

※3 家族間通話無料

※4 口座振替又はクレジットカードによる支払いの場合。窓口支払いの場合、1,683円。

※5 市内・県内市外の場合。県外の場合、16.5円。

※7 「ホワイトコール24」(月額定額料・登録料0円)を申し込んだ場合。

※8 「月々割」の適用により同額を月額基本料金から割引。

※9 NTTコミュニケーションズが提供する県外通話の場合、距離別料金で40円／3分(隣接・～20km)～640円／3分(100km～)(平日8時～19時の場合)

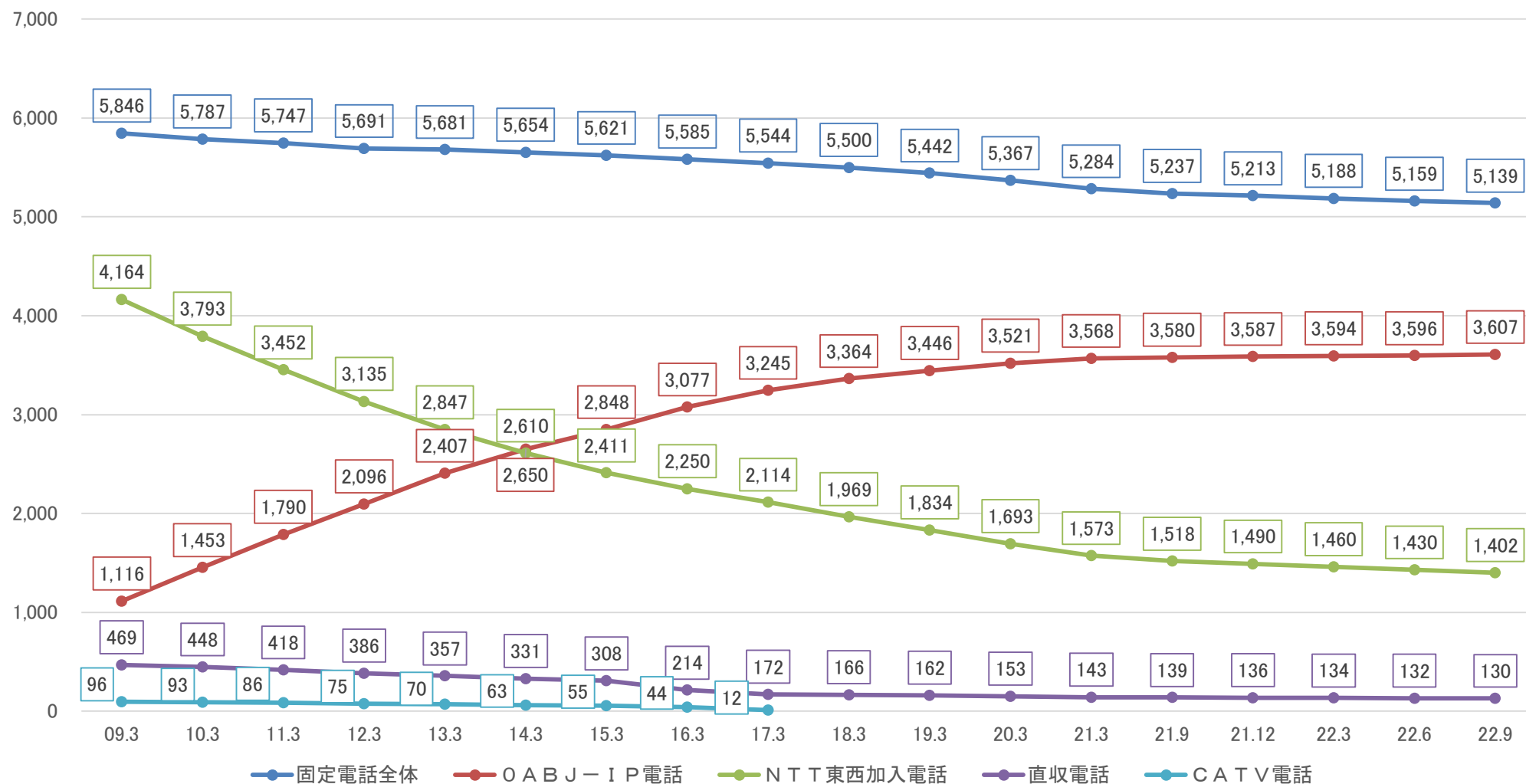
※10 「一律料金プラン」の場合。「通常料金プラン」の場合は、距離別・時間帯別料金。

※11 うち、標準工事費(6,600円。利用者によって異なる場合あり)については、60ヶ月の月々払い。回線新設の場合には、加えて5,280円(屋内配線工事を要する場合)、1,100円(要しない場合)の工事費を要する(いずれも平日昼間の場合)。

(参考2)固定電話の契約数の推移

8

(単位：万契約)



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

※ 「OABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数とみなしている。

※ 「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「OABJ-IP電話」に計上している。

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
 - 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日）を踏まえ、総務省は、平成19年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第4項）。
 - 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（令和4年11月に「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に名称を変更）を策定・公表し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第4項を削り、規則第14条の2を新設）。
- ・ 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・ 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・ 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|----------------|---|
| ① 加入電話・ISDN基本料 | ⑥ ビジネスイーサワイド |
| ② 加入電話・ISDN通話料 | ⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー |
| ③ フレッツ光ネクスト | （第1号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。） |
| ④ フレッツ光ライト | |
| ⑤ ひかり電話 | ※令和4年11月改定においてフレッツ・ADSLを検証区分から削除 |

検証方法

- ①～⑥：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証
- ⑦：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

